平成２２年（再ロ）第３号
山形市嶋北１丁目10番11号
再生債務者　大塚　孝一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月25日まで
平成22年11月４日　山形地方裁判所民事部
平成２２年（再ロ）第１号
埼玉県草加市両新田西町250番地
再生債務者　岩田　寿之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月26日まで
平成22年11月５日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２２年（再ロ）第２号
兵庫県丹波市春日町黒井580番地４
再生債務者　岸部　伸也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月26日まで
平成22年11月５日　神戸地方裁判所柏原支部
平成２２年（再ロ）第７号
岡山市南区藤田777番地19
再生債務者　安納　沙織
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月26日まで
平成22年11月５日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２２年（再ロ）第２号
香川県三豊市高瀬町上高瀬333番地１
再生債務者　細川　千秋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月２日まで
平成22年11月４日
高松地方裁判所観音寺支部
平成２２年（再ロ）第６号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺１丁目９番４号
再生債務者　土井　孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月３日まで
平成22年11月５日　奈良地方裁判所
平成２２年（再ロ）第６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南11834番地６
再生債務者　江藤　和幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月３日まで
平成22年11月５日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２２年（再ロ）第１００６２号
東京都渋谷区恵比寿西１―26―10
再生債務者　荒木　まや
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月19日まで
平成22年11月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第２号
大分県中津市大字下池永102番地13
再生債務者　永添　正文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月30日まで
平成22年11月９日
大分地方裁判所中津支部個人再生係
平成２２年（再ロ）第１０号
宮崎県児湯郡新富町大字新田6181番地10
再生債務者　江藤　直美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年12月７日まで
平成22年11月９日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００５４号
埼玉県川越市大字寺山134―14
再生債務者　田島　弘勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月４日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１００５９号
東京都葛飾区奥戸６―13―15―103
再生債務者　鳥居　三恭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月４日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第２号
大阪府岸和田市下野町１丁目１番３号
再生債務者　松本　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２２年（再ロ）第４号
宮城県東松島市大曲字道下南120番地１
再生債務者　伊藤　伸也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月５日
仙台地方裁判所石巻支部再生係
平成２２年（再ロ）第７号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神17番地３
再生債務者　鈴木　憲吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月５日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２２年（再ロ）第２号
和歌山県橋本市山田485番地の１
再生債務者　谷口　哲司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

会社その他

合併公告
左記組合は合併して甲は、乙、丙、丁、戊及び己の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙、丁、戊及び己は解散することを決議いたしました。
承認決議は、甲が平成二十二年十一月二日、乙が同年十一月二日、丙が同年十月二十八日、丁が同年十月二十一日、戊が同年十月二十九日、己が同年十月二十九日開催の臨時総会で終了しております。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十一月十五日
茨城県水戸市千波町二四六六番地
（甲）茨城たばこ販売協同組合
代表理事　小林　政弘
茨城県稲敷市江戸崎甲二三七〇番地の一
（乙）江戸崎たばこ販売協同組合
代表理事　仲川　文之
茨城県常総市水海道天満町字峯下二五〇三番地一
（丙）水海道たばこ販売協同組合
代表理事　中村　安雄
茨城県ひたちなか市赤坂二四九二番地の一
（丁）湊たばこ販売協同組合
代表理事　井坂　義男
茨城県鉾田市安房一四〇七番地一〇
（戊）鉾田たばこ販売協同組合
代表理事　勢司　正躬
茨城県龍ケ崎市馴馬町上米余郷五三三番地
（己）龍ケ崎たばこ販売協同組合
代表理事　佐々木武雄